

大正区役所発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	平成30年度大正区広報紙「こんにちは大正」企画編集業務委託	デザイン	株式会社アド・エモン 代表取締役 朝日 雄二	2,419,200円	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
2	平成30年度大阪市大正区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	13,804,999円	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
3	平成30年度大正区まちづくり活動強化推進事業(地域版)業務委託	その他	大正区地域まちづくり共同体	20,843,000円	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
4	平成30年度大正区まちづくり活動強化推進事業業務委託	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	9,139,000円	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
5	「地域見守り体制づくり推進事業」業務委託	その他	社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会	15,443,000円	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-
6	平成30年度学習支援・登校支援サポート事業業務委託	その他	株式会社トライグループ 家庭教師のトライ大阪校	6,471,900円	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	-

NO. 1

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度大正区広報紙「こんにちは大正」企画編集業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市北区天神西町 8 - 19

名称 株式会社アド・エモン

代表者 代表取締役 朝日 雄二

3 随意契約理由

本業務の目的を達成するためには、限られた紙面の中で創意工夫しながら情報を集約し、興味をひく記事配置等を行う必要があり、事業者には高度な専門性・技術力等が求められることから、定められた仕様に基づく価格のみの競争では、必要となる専門性・技術力等を担保することが困難であり、めざす成果が十分に実現されない恐れがある。

よって、事業者の具体的な作品（広報紙紙面案）から選定することで、事業者の専門性・技術力等を測り、最も優れた成果を求めることができる公募型企画競争方式（コンペ）により契約の相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社アド・エモンの評価点が最も高く、契約の相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社アド・エモンと地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大正区役所総務課政策プロモーショングループ （電話番号 06 - 4394 - 9106）

NO. 2

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度大阪市大正区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市中央区船場 1 - 3 - 2 - 302

名称 一般財団法人大阪市コミュニティ協会

代表者 理事長 宮川 晴美

3 随意契約理由

本事業は、活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体等多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域における様々な地域課題や、地域の実情に合わせた自律的な地域運営を実現するために、民間事業者の柔軟な立場から各種地域団体の人材育成や資金確保や、様々な団体の活動情報を幅広く発信するとともに、連携・協働のための橋渡しの役割を担うなど、様々な支援を行うこととしている。

このような取組を促進するためには、手法の独創性や類似業務に関する専門知識など、行政にはない新たな発想や、民間事業者の高いノウハウが必要であり、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

上記選定業者は、各審査項目において、総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大正区役所地域課地域活動支援グループ (電話番号 06 - 4394 - 9958)

NO. 3

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度大正区まちづくり活動強化推進事業（地域版）業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市中央区船場 1 - 3 - 2 - 302

名称 大正区地域まちづくり共同体

代表者 一般財団法人大阪市コミュニティ協会 理事長 宮川 晴美

3 随意契約理由

本事業は、身近な地域毎における住民主体のコミュニティの育成をはかり、心のふれあう住み心地の良いまちづくりに資することを目的としており、各事業を単にイベントとして開催するのではなく、広く地域住民や地域の各種団体が参画する仕組みを構築し、様々な事業を展開することから、行政にはない新たな発想や、民間事業者の高いノウハウを求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、地域活動協議会や区民等との協働のうえ、身近な地域毎におけるコミュニティの育成につながる企画提案を求めることができる公募型企画競争方式（プロポーザル）により契約相手方を決定することとした。

上記選定業者は、各審査項目において、総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大正区役所地域課地域活動支援グループ （電話番号 06 - 4394 - 9958）

NO.4

随意契約理由書

1 案件名称

平成30年度大正区まちづくり活動強化推進事業業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪府中央区船場1-3-2-302

名称 一般財団法人大阪市コミュニティ協会

代表者 理事長 宮川 晴美

3 随意契約理由

本事業は、わがまち意識・ふるさと意識・地域への愛着心を高め、コミュニティを基盤とした地域防災、地域福祉をはじめとするまちづくり活動への住民の参加促進を図ることを目的としていることから、単にイベントとして開催するのではなく、区民等との協働型事業として実施するうえで、広く地域住民や地域の各種団体が参画する仕組みづくりを構築するため、行政にはない新たな発想や、民間事業者の高いノウハウを求めており、価格以外の要素も含めて総合的に判断する必要がある。

以上のことから、広く地域住民や地域の各種団体が参画する仕組みづくりを構築し、区民等との協働のうねコミュニティを基盤としたまちづくり活動への参加促進の育成につながる企画提案を求めることができる公募型企画競争方式（プロポーザル）により契約相手方を決定することとした。

上記選定業者は、各審査項目において、総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所地域課地域グループ（電話番号 06-4394-9743）

NO.5

随意契約理由書

1 案件名称

「地域見守り体制づくり推進事業」業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市大正区小林西1-14-3

名称 社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会

代表者 会長 寄本 文信

3 随意契約理由

本業務は、地域の要援護者を把握・発見し、地域の見守り機能やセーフティネット機能を強化することで「福祉的見守り」と「災害時要援護者支援」とが一体となった仕組みづくりを進めることを目的としており、専門的・独創的な見地から、地域の状況を踏まえて事業を展開することで、地域見守りの効果を一層高め、セーフティネットの強化をはかることが求められる。また、全区で実施している「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」との連携においても、ネットワークをさらに張りめぐらせることによる相乗効果が大きいと期待される場所である。したがって、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会の評価点は標準点を上回る優秀な提案であり、契約相手方として適しているとのことであったため、その意見を踏まえ、社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所保健福祉課介護保険グループ (電話番号 06-4394-9859)

NO.6

随意契約理由書

1 案件名称

平成30年度学習支援・登校支援サポート事業業務委託

2 契約の相手方

所在地 大阪市中央区南本町3-6-14

名称 株式会社トライグループ 家庭教師のトライ大阪校

代表者 執行役員 吉田 一義

3 随意契約理由

本事業の最大限の成果を得るためには、家庭訪問型の学習支援、不登校児童・世帯への対応など、専門的な知識と経験が必要であり、そのようなノウハウを有する事業者が実施する方が事業効果の面からも期待できるため、より効果的な事業が実施できる業務委託先を選定することができる公募型プロポーザル方式を採用したものである。

今回、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において審査基準に基づく審査を行った結果、株式会社トライグループ 家庭教師のトライ大阪校が最低基準を満たし、協定締結相手方として相応とのことであったため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所保健福祉課 子ども・教育グループ (電話番号 06-4394-9980)